

除排雪業務委託仕様書

(適用範囲)

第1 この仕様書は、令和5年度県立中央病院構内等除排雪業務（以下「委託業務」という。）の実施に適用する。

(作業の範囲)

第2 委託業務の範囲は、別添「除排雪業務委託に係る除排雪箇所図面1～3」の着色箇所の除雪及び排雪の作業とする。

2 除排雪する箇所及び降雪の状況により、次の機械・重機を使用することとする。

(1) モーターグレーダー	3. 1 m	年間見込時間	1 時間
(2) トラクタショベル	0. 8 m ³	〃	5 3 時間
(3) トラクタショベル	0. 4 m ³	〃	6 4 時間
(4) ダンプトラック	1 0. 0 t	〃	9 2 時間
(5) ダンプトラック	4. 0 t	〃	9 時間
(6) ダンプトラック	2. 0 t	〃	7 5 時間

(作業)

第3 受託者は作業の範囲に10 cm以上の積雪があったとき、若しくは見込まれるとき及び当院から依頼があったときは、ただちに出動して丁寧に除排雪し、通路、駐車場の確保をしなければならない。

2 前項にかかわらず、受託者は現地の状況により委託者の承認を得た場合は、除排雪の作業を行なうことができる。

3 除雪した雪は指定の場所に集積し、指示により排雪（運搬）を行なうこと。ただし、病院建物・車庫等の出入口、植え込み地帯、歩道、他の敷地等に集積してはならない。

4 除排雪作業は、受託者の所有する機械・重機及び作業員により実施するものとする。

5 第1駐車場内の工事区域に留意すること。また同駐車場内スロープを走行する際は、タイヤにチェーンを巻かないこと。

(安全管理)

第4 作業の安全管理については、受託者の責任において行なうものとする。

2 受託者は、作業箇所について除排雪前に作業上危険な箇所の点検を行い、施設及び駐車車両の損傷及び事故の防止に努めるものとする。

3 作業の障害となる駐車車両がある場合は、委託者の指示を受けるものとする。

(作業状況の報告)

第5 受託者は、作業に着手するとき及び作業を完了したときは、委託者に報告するもの

とする。

2 報告の際は、使用した全ての重機・運搬車の稼働時間が把握できるもの（タコグラフ等、タコグラフ等がない車両の場合は、着手及び作業完了時の時刻が表示された写真等）を添付すること。

3 受託者は、日々の業務が完了したときは、様式1 委託業務完了報告書（日次）を病院長に提出し、また、当月の業務が完了したときは、様式2 委託業務完了報告書（月次）を提出する。

（稼働時間）

第6 病院構内での機械・重機の移動時間は、稼働時間に含むものとする。

（委託時間の端数処理）

第7 作業時間に1時間未満の端数が生じたときの処理については、以下のとおりとする。

- （1）端数が30分未満の場合は切り捨てるものとする。
- （2）端数が30分以上の場合は1時間とする。